

# 企画競争説明書

**業務名称：**トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」

**調達管理番号：**22a00761

## 【内容構成】

**第1章 企画競争の手続き**

**第2章 特記仕様書案**

**第3章 プロポーザル作成に係る留意事項**

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年12月14日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2022年12月14日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

なお、本邦研修(または本邦招へい)に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修(または本邦招へい)に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間(予定)：2023年3月 ～ 2026年8月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年3月 ～ 2025年2月

第2期：2025年3月 ～ 2026年8月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期 2023年3月 ～ 2025年2月】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

【第2期 2025年3月 ～ 2026年8月】

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の15%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp](mailto:Hagiwara.Yoko2@jica.go.jp)

### (2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第二チーム

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 12月 20日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 12月 21日 12時
3	質問への回答	2022年 12月 26日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年 1月 13日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年 1月 26日
8	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・「第3章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス）

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書

〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

### 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

### 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「トルコ国「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」及び「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

トルコ国（以下、「トルコ」という。）は人口約8,315万人、面積約78万km<sup>2</sup>（日本の約2倍）を有し、2020年時点の1人当たりGDPは8,599ドルである（トルコ国家統計局）。トルコの大部分を占めるアナトリア半島は、北側のユーラシアプレート、南側のアフリカプレート及びアラビアプレートの境界部に位置し、その他にもマイクロプレートが複数存在しているため、地震活動が活発な地域である。特に、1999年に発生したトルコ北西部地震（マルマラ地震とデュズジェ地震の2回の地震）は、約2万人の犠牲者を出すなど甚大な被害をもたらした。加えて、トルコでは、経済発展による都市構造の複雑化および経済構造の高度化により、さらに災害に対する脆弱性が高まっている。

災害対策はトルコにおける主要課題の一つであり、「第11次国家開発計画（2019～2023年）」において、減災への取組を通じた、災害への理解促進や災害に強靱な社会の構築、災害による人命・資産損失の最小化を掲げており、防災の取組を推進している。また、2009年に設置された内務省災害危機管理庁（Afet ve Acil Durum Yönetimi Başkanlığı、以下、「AFAD」という。）は「国家地震戦略及び行動計画（2012～2023）」において、地震に安全な居住環境と建設を大目標の1つに掲げ、ハザードとリスクを考慮した防災計画策定や、学校、病院等の建築物インベントリ作成と脆弱性分類、橋梁や交通網等のインフラの地震安全評価及び耐震補強手法開発、実施等を戦略に据えている。

イスタンブール付近には、全長1000kmを超す北アナトリア断層が海底に存在している。ブルサ大都市圏はマルマラ海を挟んで首都イスタンブールの対岸に位置しており、同大都市圏の近くには160～950年間活動していない空白域が3か所存在している。同大都市圏は、トルコの人口第4位の都市（2,994,521人、2018年、トルコ国家統計局）であり、都市部の人口は約1,916,000人（2018年時点）、2008年から2018年までの10年の都市部人口の増加率は約25%である（2020年、Population Stat）。同大都市圏は、自動車、繊維等産業が盛んな工場集積地且つ輸出産業の拠点であり、

観光地でもある。トルコ全国における 1 人あたり GDP が 37,883 トルコリラであるのに対して、同大都市圏は 42,606 トルコリラであり（2017 年、トルコ国家統計局）、地震発生時に想定される経済損失が大きく、災害対策を講じる必要性の高い地域であると言える。さらに、同大都市圏は、圏外においても重要な役割を担っており、イスタンブール被災時にはその支援拠点になるとともに、経済機能を補完する役割等が期待されている。

ブルサ大都市圏は「大都市圏自治体法」（2004 年制定）に基づき、市ごとに高速道路規模の道路や、鉄道などのインフラも考慮に入れた、土地利用計画を含む都市計画の策定業務を担っている。また、現在策定中であるブルサ大都市圏の環境都市計画の中では、災害に対する都市の強靱化が目標の一つに掲げられており、今後、同計画に従って、各地区における都市計画が策定されることになっている。しかし、既存の都市計画は、災害リスクを充分考慮できていない現状がある。

また、ブルサ大都市圏と同様、トルコの地方自治体（Municipality）は都市計画策定及びそれに基づく都市インフラ整備や、廃棄物削減・再利用率向上を目的とした「ゼロ・ウェイスト運動」に沿った環境改善等の実施を担うが、今後は更なる都市強靱化に向けて、都市計画と、防災計画や廃棄物管理計画等の個別セクター計画を相互補完させていく必要がある。

本契約の業務（以下、「本業務」という。）においては、ブルサ大都市圏におけるリスク評価への理解促進及び防災の視点を踏まえた都市強靱化計画の策定を支援するとともに、同成果を他の地方自治体にも水平展開することを目的とする。このため、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」に加え、本邦招へい・研修主体の技術協力プロジェクト「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」に係る業務も実施することとする。これら 2 案件は、トルコの事前防災投資の促進及び都市強靱化推進に寄与するものであり、当国の開発課題においても優先度の高い分野として位置付けられている。

なお、本業務は 2 段階に分けて計画策定を行う。現時点で両プロジェクトとも基本計画策定調査を実施済みであり、先方とは R/D を署名してプロジェクト活動の方向性等の基本合意が取れている。本業務は、この段階で迅速に協力を進めるため、プロジェクト開始後に詳細計画を策定したうえで、本体活動を実施するものである。なお、本業務は上述のとおり、ブルサ大都市圏におけるプロジェクト成果を、他の地方自治体にも水平展開することを目的としている。両プロジェクトの業務内容に類似性があり、両プロジェクトの効率的な実施・連携を図る必要があることから、1 契約で実施する方針とする。

### 第 3 条 プロジェクトの概要

#### 【ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト】

##### （1）プロジェクト名

ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト

Project for Earthquake Risk Reduction and Prevention Planning for Bursa Metropolitan Municipality

##### （2）上位目標

ブルサ大都市圏において、都市強靱化計画で特定された必要な対策に基づき、都市の強靱化が推進される。

### (3) プロジェクト目標

ブルサ大都市圏において、都市強靱化に向けた事前防災投資が促進される体制が構築される。

### (4) 期待される成果

成果1：ブルサ大都市圏におけるハザード・リスクの理解が促進される。

成果2：都市計画への適応性を踏まえた、実効性のあるブルサ大都市圏の都市強靱化計画が策定され、関係部局・機関の同計画への理解が促進される。

成果3：関連計画（ブルサ大都市圏の都市計画及びAFADの地方防災計画、及び他関係部局・機関の計画）に、ブルサ大都市圏の都市強靱化計画から反映されるべき項目が明確化される。

### (5) 活動の概要

活動1-1：都市強靱化計画で対象とする災害種、地域を確認する。

活動1-2：ブルサ大都市圏庁及び関係部局・機関の情報提供のもと、ブルサ大都市圏の既存のハザード・リスク評価の実施状況、施策の実施状況を整理する。

活動1-3：ブルサ大都市圏におけるハザード・リスク評価を実施する。

活動1-4：ハザード・リスク評価の実施手法をマニュアルに整備し、研究機関への技術移転を行う。

活動1-5：ハザード・リスク評価結果について、ブルサ大都市圏議会で説明する資料を作成する。

活動2-1：関係部局・機関との協働のもと、ブルサ大都市圏の都市計画への適応性を踏まえて、都市強靱化計画の基本方針及び計画内容を検討する。

活動2-2：成果1の活動の過程で得られたハザード・リスク評価の結果をもとに、同大都市圏における災害対策案について、予算とその実施方針を含めて計画する。

活動2-3：関係部局・機関との協働のもと、活動2-2の災害対策案について、重要インフラに重点を置いて優先順位付けを実施する。

活動2-4：ブルサ大都市圏の都市計画への適応性を踏まえ、活動2-2、2-3で検討した災害対策案を含めたブルサ大都市圏の都市強靱化計画及びその更新に必要な活動が記された手順書を策定する。

活動2-5：関係部局・機関に対して、都市強靱化計画に記載された事前防災投資事業の実施の妥当性を説明する資料を作成する。

活動2-6：都市強靱化計画の災害対策実施の予算措置のために、活動2-5で作成した資料を用いて、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関を対象としたセミナーを実施する。

活動2-7：必要に応じた都市強靱化計画の見直しを促すため、都市強靱化計画の進捗状況のモニタリング・評価体制を整備する。

活動3-1：活動2-4で策定した都市強靱化計画を踏まえて、都市計画に適應されるべき項目を整理する。

活動3-2：活動2-4で策定した都市強靱化計画を踏まえて、AFADの地方防災計画に反映するべき項目を整理する。

活動3-3：活動2-4で策定した都市強靱化計画を踏まえて、その他の関係部局・機関の計画に反映するべき項目を整理する。

活動3-4：活動3-1、3-2、3-3で整理された項目について、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関に対するセミナーを実施する。

(6) 対象地域

ブルサ大都市圏（人口約2,994,521人）

(7) 関係官庁・機関

- カウンターパート（C/P）機関：ブルサ大都市圏庁（Bursa Metropolitan Municipality）（地震リスク都市改善部（Department of Earthquake Risk Management and Urban Improvement）が主体）
- その他関係機関：ブルサ県国民教育局（学校耐震化）、ブルサ県保健局（病院耐震化）、ブルサ県環境都市計画局（都市計画策定）、財団総局地域局（文化財等保護を所掌する省庁の地方局、都市計画関連）、ブルサ県産業・技術局、ブルサ県文化観光局、ブルサ商工会議所（都市計画関連）、ブルサ県 AFAD（地方防災計画策定）、ブルサガス公社、ブルサ水道公社、国家水利総局地域局、ウルダー電気会社、トルコ送電会社（ライフライン耐震化）、道路地域局、交通・通信・海事地域局（交通インフラ事業）、ブルサ大都市圏下の区役所、ブルサ工科大学、ウルダー大学等

(8) プロジェクト期間

2023年3月～2026年8月を予定（計42カ月）

**【地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト】**

(1) プロジェクト名

地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト

Local Authorities Capacity Building for Waste Management, Pollution Control, and Disaster Management and Response Project

(2) 上位目標

選定された地方自治体において、都市計画で特定された対策が実施されるとともに、他の地方自治体も同都市計画を参照することにより、トルコの都市強靱化が推進される。

(3) プロジェクト目標

選定された地方自治体において、都市強靱化に向けた対策実施推進のための行政サービスの質が向上する。

(4) 期待される成果

成果1：選定された地方自治体において、災害リスク削減の課題特定及びその対策実施にかかる能力が強化される。

成果2：選定された地方自治体において、廃棄物管理の課題特定及びその対策の検討にかかる能力が強化される。

(5) 活動の概要

活動1-1：自治体連合（Union of Municipalities of Turkey）・AFAD 及び関係機関の

協働のもと、地方自治体における災害リスク管理の課題を整理する。

活動 1-2：活動 1-1 で特定された災害リスク管理分野における課題を踏まえた国別研修を実施し、当該分野における日本の経験を学ぶ。

活動 1-3：活動 1-1 で整理した課題と、活動 1-2 で得た知見を統合し、AFAD 防災計画との連携・整合性を考慮して、自治体を取り込むべき項目を整理する。

活動 1-4：他自治体及び関係機関を対象に、地方自治体における災害リスク管理対策の推進にかかる研修を実施する。

活動 2-1：UMT 及び関係機関の協働のもと、地方自治体における資源循環を含む廃棄物管理の課題を整理する。

活動 2-2：活動 2-1 で特定された課題を踏まえた国別研修を実施し、当該分野における日本の経験を学ぶ。

活動 2-3：活動 2-1 で整理した課題と、活動 2-2 で得た知見を統合し、自治体を取り込むべき項目を整理する。

活動 2-4：他自治体及び関係機関を対象に、地方自治体における廃棄物管理の改善にかかる研修を実施する。

#### (6) 対象地域

トルコ全土

※当該案件は、本邦研修・招へい主体の技術協力プロジェクトであり、トルコ全土の地方自治体の中から対象自治体を選定する予定。

#### (7) 関係官庁・機関

- カウンターパート (C/P) 機関：自治体連合 (Union of Municipalities of Turkey: 以下、「UMT」という。)
- その他関係機関：AFAD、Ministry of Environment, Urbanization and Climate Change (以下、「MoEUCC」という。) 等

#### (8) プロジェクト期間

2023 年 3 月～2026 年 2 月を予定 (計 36 カ月)

### 第 4 条 業務の目的

「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」(2022 年 11 月 16 日 R/D 署名済) 及び「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」(2022 年 11 月 9 日 R/D 署名済) に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づく業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。また、2 プロジェクトの連携・相乗効果を検討し、トルコに対する防災支援の成果発現・インパクトの最大化を図る。

### 第 5 条 業務の範囲

(1) 本業務は、「第 4 条 業務の目的」を達成するため、「第 7 条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

(2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がトルコ国

側関係者の能力向上であることに留意し、「第6条 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「第8条報告書等」に示す報告書等を作成し、トルコ国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### 1. 2プロジェクト共通事項

(1) 2プロジェクト1契約での実施について

本業務で実施する2プロジェクトは、その内容に類似性があることから、両プロジェクトの効率的な実施・連携を図るとともに、2プロジェクトの相乗効果を最大限発揮するため、1契約で実施する方針とする。

具体的には、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」ではブルサ大都市圏におけるリスク評価への理解促進及び防災の視点を踏まえた都市強靱化計画の策定を支援する予定であるが、JICAは、同成果をブルサ大都市圏以外の都市にも展開し、防災行政機能の強化や防災事前投資の促進を図り、トルコの都市強靱化に貢献していく方針である。しかし、ブルサ大都市圏庁の所掌範囲やプロジェクト内で可能な投入等を踏まえると、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」のみでは他の都市への展開を図ることは難しい。このため、トルコの地方自治体（市）の市長や職員等を対象に本邦招へい・本邦研修を行う「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」と連携することで、効率的かつ効果的に他の都市への展開を実施し、2プロジェクトの効果・インパクトの最大化を期待できると考える。以上より、当該2プロジェクトの密な連携のため、2プロジェクトを1契約とし、同一コンサルタントが業務を実施することとする。

(2) 段階的な計画策定によるプロジェクトの検討

本業務では、2段階に分けて計画策定を行う。即ち、現時点で両プロジェクトとも基本計画が確定しており、この段階で迅速に協力を開始し、プロジェクト開始後に詳細計画を策定したうえで、本格活動を実施するものである。他方、本業務について、基本計画策定調査時にプロジェクト活動の方向性等の基本合意がとれているため、詳細計画策定とプロジェクトの本格始動を同時並行で進めることとする。

本業務の開始後に行う詳細計画策定調査において、受注者は必要な情報収集、事業の各活動への具体的な内容と範囲を定めるためのC/Pとの検討、関係機関への事業への関わり方とその内容に関する調整を行い、業務開始後、各プロジェクトの詳細計画策定フェーズ期間内に詳細計画策定調査報告書を作成し、JICA本部へ提出する。なお、詳細計画策定調査にあたっては、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)の指標の検討も行う。具体的な業務内容については、「第7条 業務の内容」を参照すること。

なお、本業務については、以下の2つの契約期間に分けて実施するが、各プロジェクトの詳細計画策定調査は次のとおり第1期の契約期間内に実施することとする。

・第1期：2023年3月上旬～2025年2月下旬（24か月）

うち、詳細計画策定フェーズは、以下のとおりとする。

ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト：  
2023年3月から24年2月まで（12か月）

地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト：  
2023年3月から23年8月まで（6か月）

・第2期：2025年3月上旬～2026年8月下旬（18か月）

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

### （3）実施体制

#### ① JCC への協力

各プロジェクトについては、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する合同調整委員会（Joint Coordinating Committee。以下「JCC」）を、少なくとも年に2回実施する。JCC は日本・トルコ双方の関係者とプロジェクトの進捗及び今後の計画について協議する場であり、下記「（5）プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング」の④に記載の Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。コンサルタントは JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、C/P や JICA へ提供する、JCC の Minutes of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCC は2プロジェクトで関係者が異なることから、個別開催とする。ただし、各関係者にはそれぞれのプロジェクトについて情報共有するとともに、今後の連携について検討・議論を行うために、JCC 以外でブルサ大都市圏庁及び UMT が一堂に会する会議の場を設けること。

#### ② トルコ側の連携体制の構築とオーナーシップ醸成

「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」は関係機関が多いことから、関係機関全てを含めた委員会を形成し、そこをフォーカルポイントとすることで全ての関係機関に情報が伝達されるような体制を構築する。体制を検討する際には、東京都防災会議といった日本の事例も紹介する。なお、同委員会の具体的なメンバー・情報伝達体制・委員会設置時期等に関しては、詳細計画策定フェーズで検討する。

また、上記（1）に記載のとおり、本業務ではブルサ大都市圏で策定する計画等の成果を他の都市へ展開・普及することを目的としており、各プロジェクトの関係機関の連携が重要である。各プロジェクトの C/P はそれぞれブルサ大都市圏庁及び UMT であるが、関係機関が連携してプロジェクトを実施できるよう、コンサルタントは、C/P がプロジェクト期間を通じて積極的に関係機関に対して働きかけを行うように活動するとともに、上記①のとおりブルサ大都市圏庁及び UMT が一堂に会する会議の場を設けること。また、自立発展性を確保するためには、関係機関のオーナーシップが重要となることから、コンサルタントは、トルコ側のオーナーシップを尊重し、プロジェクトを実施する。

#### ③ トルコの行政体制

トルコの行政区分は、中央から派遣される県知事を置く県ライン、選挙により選出される市長を置く市ラインがある。都市圏における事前防災投資の文脈では、重要インフラの耐震化が不可欠であるが、県は中央省庁の実施する事業（学校や病院耐震化）を所掌し、市は交通・上下水道等の公共サービスを提供するため、どちらかのアクタ

一のみでは、重要インフラの耐震化を達成することができない。については、都市強靱化に向けて、全てのアクターを巻き込んだ事前投資の促進が必要となる。

「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」のC/Pはブルサ大都市圏庁であるが、大都市圏は市の行政ラインである。また、「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」で実施する本邦招へい・研修の参加自治体も市の行政ラインである。したがって、中央省庁や県ラインを巻き込み連携していくことが重要である。

#### (4) 対象となる災害種について

今回対象とするハザードは、地震（地震動、液状化）を想定しているが、河川氾濫のリスク評価有無、過去の洪水履歴有無も確認する。避難施設の計画や災害時緊急道路機能の確保、主要施設の設置計画などが洪水リスクのエリアと重ならないように計画を検討する。また、地震による二次災害（土砂災害・斜面災害、火災の危険性）についても分析する必要があるかを確認する。

#### (5) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

##### ① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、コンサルタントは事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

また、トルコで自然災害が発生した場合、実施機関が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、各機関の対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、トルコにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、トルコ側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

##### ② 日常的モニタリングへの協力

プロジェクト実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがトルコ側関係者と一緒に議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

##### ③ ベースラインの把握、指標設定

両プロジェクトそれぞれの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

#### ④ JICA の Monitoring Sheet の作成・活用

各プロジェクトについて、JICA 専門家チーム及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後第一回 JCC 時に C/P と協議を行い、合意する。

プロジェクト開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）を C/P と合同で行い、JICA トルコ事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

#### （６）プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、両プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICA に報告すること。

#### （７）環境社会配慮

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）において、両プロジェクトは環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリ C に分類されている。今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリ B 以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに JICA 本部に報告し、C/P 側との協議を行うこととする。このような場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、トルコ国環境関連法規に基づく必要な措置を講じることとする。

#### （８）広報

両プロジェクトの実施にあたっては、それぞれのプロジェクトの意義、活動内容、成果について、トルコと日本国内の各層に広く発信すること。なお、広報については仙台防災枠組みの内容、構成を踏まえるよう留意すること。また、以下の項目を最低限含めること<sup>1</sup>。

##### ① 現地マスメディアへの発信

両プロジェクトの開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、プロジェクトの内容や成果をトルコ国内に広く認識してもらうため、JICA トルコ事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレス

---

<sup>1</sup> 各プロジェクトの効果的な広報計画について、プロポーザルにて提案してください。

ツアーの開催や記者向け説明などを行う。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

#### ② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

両プロジェクトでは、C/P 以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、実施機関の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」が取り組む活動や作成されるマニュアル・手順書等は、先方政府の了解を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

#### ③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時を目途に、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の定期的かつ迅速な発信を目的に、1 か月に 1 回以上 JICA へ進捗を報告し、情報発信内容を提案する。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供する。

#### ④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使えるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、実施前と実施後が比較できるものや日本側とトルコ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

#### （9）活動・成果の見える化・蓄積

先方政府内での知見・経験の蓄積を目的に、活動の内容・成果が先方政府内で可視化され、また個々の成果（マテリアルや講義・プレゼンテーション・その動画）をイントラネットや共有フォルダ等を使って確認できるような仕組みの構築をカウンターパートと検討し、実施する。

#### （10）他スキーム・他援助機関や国際機関との情報共有・連携

##### ① 他援助機関・国際機関との連携

世界銀行は、Istanbul Seismic Risk Mitigation and Emergency Preparedness Project（以下「ISMEP」という。）において、イスタンブール県を対象とした借款事業（2006年～2021年、550百万ドル）で、災害管理及び緊急対応に関する制度及び技術力の強化、重要な公共施設の耐震化、及び建築基準法に準拠した施工の支援を行っている。加えて、世銀は地震リスクの高い地域において学校耐震化を促進するための Disaster Risk Management in Schools Project を実施している（2019～2024年、借款額 300 百万ドル）。加えて気候変動や災害に強い住宅や自治体インフラの建設を促進するための Climate and Disaster Resilient Cities Project を新たに開始する予定（2023～2028

年、借款額 512 百万ドル)。こうした最新の他ドナーの支援内容や実績を踏まえ、重複がないように留意しつつ、両プロジェクトを進めるにあたって情報共有・収集が必要と認められる場合は、JICA トルコ事務所に相談の上、協議の場を設ける。

JICA は、国連防災機関（UNDRR）と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。両プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、イベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）又はアジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、C/P がトルコ国内において UNDRR を招聘するイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が両プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談する。

## ② UNDRR、MCR2030 との連携

現在、UNDRR 主導の Making Cities Resilient Campaign 2030（MCR2030）が展開されており、JICA はコアパートナーとしてこのイニシアティブに貢献することとしている。具体的には、都市に対するイニシアティブへの参画の働きかけ（参画都市としての登録）や、参画している都市に同イニシアティブの活動等への参加を促す等である。両プロジェクトにおいても、対象都市が参加可能なウェビナーの機会等を捉え、このイニシアティブへの協力を行う。

（参考：<https://mcr2030.undrr.org/>）

## ③ 過去のトルコにおける JICA の協力成果の活用や他スキームとの連携

JICA はトルコの防災セクターに対して多くの協力実績を有している。最初の協力は「地震防災研究センタープロジェクト」（1993～1998）であり、リスク評価や即時被害予想システムの構築、建築構造物の耐震基準検討に対する支援を行った。また、防災体制構築の面では、行政官の防災意識向上を目的とした複数の国別研修を実施してきている。地震観測については、技術協力「地震観測能力強化プロジェクト」（2010～2012）を通じて、地震観測を行う AFAD とボアジチ大学カンディリ観測所の連携体制構築や地震情報の解析方法の技術移転が行われた。同協力の高度化に向けて実施された科学技術協力（SATREPS）「マルマラ地域における地震・津波防災および防災教育プロジェクト」（2013～2018 年）では、ブルサ県含むマルマラ海地域の地盤特性を特定しており、両プロジェクトにおいて、この結果の活用が期待される。

また、技術協力「リスク評価に基づく効果的な災害リスク管理のための能力開発プロジェクト」（2013～2017 年）では地方防災計画ガイドラインを策定しており、この協力をもとに、今後、各県 AFAD の責任の下「仙台防災枠組み 2015～2030」のターゲット（e）の達成に向けて地方防災計画が策定されるため、AFAD と連携を図り、ブルサ県での当該計画と、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」で策定するブルサ大都市圏の都市強靱化計画の整合性を持たせることが肝要である。

その他、基礎情報収集・確認調査「防災都市計画に係る情報収集・確認調査」（2013～2014 年）において、ブルサ県におけるレジリエントな街づくりに向けた提案がなされており、同プロジェクトにおいては、同提案の実施状況等を確認した上で都市強靱化計画を策定することが肝要である。また、イスタンブールにおいて「イスタンブール地震防災計画基本調査」（2001～2002 年）を実施しており、同プロジェクトで

のリスク評価に際しては、同調査の教訓の活用が期待される。

加えて、トルコではイララ銀行と連携し、自治体向けの円借款（ツーステップローン）をこれまで3件実施している。今後、防災分野等で自治体向けの円借款形成が行われる場合、両プロジェクトとの連携が期待される。また、科学技術協力プロジェクト（SATREPS）「災害に強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と教育の複合体の確立—マルテスト」が2023年度より開始予定であり、対象都市（プロジェクト開始後に選定予定）の建物脆弱性評価や被害想定分析等を行う予定であるので、当該プロジェクトの対象都市を、「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」の本邦招へい・研修の参加対象都市に含める等の連携検討が期待される。

#### （11）国際、地域枠組及び国家政策等の達成への貢献

両プロジェクトの枠組は、持続可能な開発及び防災に関する国際枠組やトルコの国家戦略計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。トルコ政府は「戦略的行動計画（2019～2023）」において「強靱なコミュニティ」を重点課題の1つに据え、気候変動を考慮した災害リスク管理及び計画の策定を目標に掲げている。また、これらプロジェクトの活動を通じ、仙台防災枠組のターゲット（a）～（d）の人的被害や経済被害の削減に資することが期待される。よって、コンサルタントはこれらの関連枠組及び政策等の内容や最新動向について十分に理解し、業務計画やワークプランをそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

なお、JICA グローバル・アジェンダ「防災・復興を通じた災害リスク削減」では、クラスター①「大都市を中心とする資本集積地域への防災投資実現」において、公共事業として実施すべき国・社会の根本的な災害リスク削減のための事前防災投資を自己予算で自立発展的に拡充、維持、運用していく能力を備えた防災インフラ及び重要インフラ所管組織を、2030年までに10機関確立することを目標としており、両プロジェクトはこれに貢献する。また、「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」では一部廃棄物管理分野の活動が含まれており、これはJICA グローバル・アジェンダ「環境管理（JICA クリーン・シティ・イニシアチブ）」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に位置づけられる。

#### （12）国際・地域会議等における成果発信

両プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、プロジェクトの成果を発信する機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントはJICA、C/Pと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

#### （13）COVID-19の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たってCOVID-19の影響により、R/DのAnnex 4 Plan of Operationのとおり活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/Pとは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよ

う柔軟に対応することを可とする<sup>2</sup>。

## 2. 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」に関する事項

### (1) プロジェクトの実施体制

C/Pであるブルサ大都市圏庁の中でも、地震リスク都市改善部が主たるカウンターパート部門となる。その中の地震地盤調査課（職員数9名）が主に本プロジェクトを担当し、その他の2つの課（都市開発課（職員数21名）、都市デザイン課（職員数4名））の職員がプロジェクトチームに参画する。地震リスク都市改善部以外にも、GIS課、消防課、道路事業課、都市計画課、廃棄物・気候変動課等の他部局もプロジェクトチームに参画する。

地震地盤調査課は、ブルサ大都市圏のマイクロゾーニングや都市計画に必要となる地震・地盤にかかる調査、都市リスクの特定、ハザード・リスクマップ作成等を所掌する。また、自治体や公的機関、民間等の他機関による、都市開発のための調査報告書に対する意見・情報提供・検査・承認を行っている。

その他、ブルサ工科大学・ウルダー大学の教授（リスク評価）もプロジェクトチームに参画予定である（本プロジェクトが正式に官報に掲載され、トルコ側で実施の承認が下りた際には、その他の大学・研究機関（アンカラ大学、イスタンブール工科大学）にも協力機関としての参画を依頼する予定との由）。

その他関係機関は、ブルサ県国民教育局（学校耐震化）、ブルサ県保健局（病院耐震化）、ブルサ県環境都市計画局（都市計画策定）、財団総局地域局（文化財等保護を所掌する省庁の地方局、都市計画関連）ブルサ県産業・技術局、ブルサ県文化観光局、ブルサ商工会議所（都市計画関連）、ブルサ県 AFAD（地方防災計画策定）、ブルサガス公社、ブルサ水道公社、国家水利総局地域局、ウルダー電気会社、トルコ送電会社（ライフライン耐震化）、道路地域局、交通・通信・海事地域局（交通インフラ事業）、ブルサ大都市圏下の区役所等である。これら関係機関から、①ハザード・リスク評価に必要な情報提供、②都市強靱化計画の策定時の協力、③都市強靱化計画のうち必要項目の他計画への反映、④都市強靱化計画で特定された事業の実施等について協力が得られる。

### (2) ブルサ都市強靱化計画に基づく事前防災投資の促進

当該プロジェクトには、都市強靱化計画の策定が含まれるが、その計画策定のみが目的ではなく、その計画の実行・実施を通じた事前防災投資の促進も期待される。上記(1)のとおり、全てのアクターを巻き込んで協議し、都市強靱化の計画が全体として整合性のとれたものとする事、これら全体像を議会等の予算決定機関や財務当局等の予算編成機関、知事等の政策決定者に理解してもらい、対策実施のための予算措置を促進させることが肝要である。

### (3) ブルサ都市強靱化計画と既存のブルサ大都市圏の都市計画との関係

本プロジェクトで策定する都市強靱化計画は、防災の視点を取り込んだ都市開発計画であり、重要構造物・インフラ耐震化や緊急輸送道路機能確保、土地利用計画等を

---

<sup>2</sup> COVID-19に係る最新動向を踏まえつつ、遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案してください。

含んでいる。

重要構造物・インフラ耐震化に関して、JICA 地球環境部防災グループでは、支援の対象とする構造物を優先順位に基づいて4つに分けている。第1に最重要施設として、防災インフラ、政府庁舎、主要病院、警察・消防等、第2に主要道路等の運輸交通施設、ライフライン、公共サービス施設、避難所機能を有する学校、サプライチェーン関連など、第3に上記に含まれない学校や病院、地域の経済に影響を与えるようなビジネス・生計関連施設など、第4に一般住宅を想定している。この中で政府が資金を投じて耐震化を図れるものは基本的に第3までであり、また、それらは政府の責任として耐震化を図られなければならないものである。第4については、政府が補助金制度などを用いて耐震化のための制度構築をする必要があるが、住民意識や経済的余裕などにも左右されるものであり、耐震化を推進する政府の施設そのものが耐震化されていなければ、住民意識も高まらない。政府機関に対する協力を行う JICA としては、まずは政府による第1～3の耐震化を進める支援に重点を置く方針で、本プロジェクトでも同様である。このため、本プロジェクトで行うハザード・リスク評価結果を踏まえ、トルコの建築基準とも照らし合わせつつ、耐震化に向けた具体的な活動・対策の促進を検討するよう留意する。

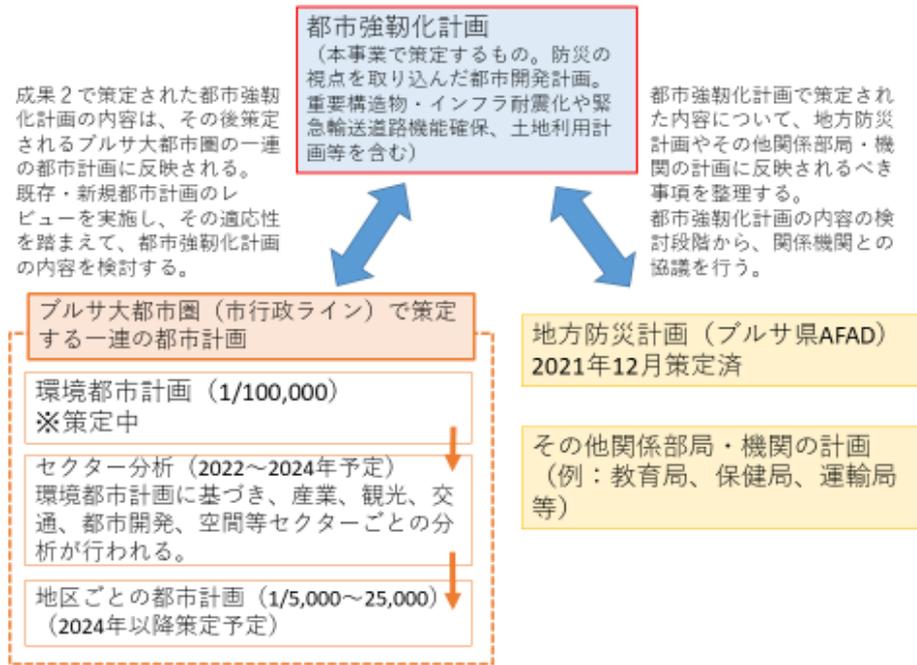
また、この都市強靱化計画は、防災の視点を含めた都市開発計画の側面を有するため、上記の建築物毎の耐震化に加えて、エリア全体の強靱化（緊急輸送道路機能確保、土地利用計画等）にかかる対策を含む。都市強靱化計画策定に当たっては、エリア全体の強靱化の度合いの量的或いは質的評価の国際的な指標を意識し、強靱化評価に対応できるよう留意する。

ここで整理された内容について、ブルサ県 AFAD が今後策定する地方防災計画やその他関係部局・機関の計画に反映されることとなる（相互に関係する計画となることが想定される）。また、今後策定・更新されるブルサ大都市圏の都市計画にも反映されていくこととなる。

ブルサ大都市圏の都市計画としては、環境都市計画を策定中であるが、コロナ禍の影響で策定に時間を要している。環境都市計画の中では、マイクロゾーニングの実施及び他関係機関との協力による調査実施、都市強靱化に向けた措置の実施、災害時に備えた社会インフラ整備等が掲げられている。現状は、1998年に策定された Landscaping plan が活用されており、これに基づいて地区ごとの1/5,000規模の都市計画が策定されている。策定中の環境都市計画は、この Landscaping plan の後続計画にあたり、今後、最終化されたのち、この成果に基づいてセクター分析が2年間程度実施されることになる。セクター分析には、産業、観光、地方開発、交通、都市開発、空間計画等が含まれ、2024年にこれらのセクター分析の統合作業が行われる。その後、2024年以降、地区ごとの都市計画が改定される予定。

プロジェクト内では、都市強靱化計画で整理された内容が、セクター分析レベルにまで反映されることが期待され、地区ごとの都市計画には、反映されるべき項目を整理するところまで実施することが想定される。但し、どの計画への反映まで可能になるかについては、詳細計画策定調査時に確認することとなる。

【ブルサ都市強靱化計画と既存のブルサ大都市圏の都市計画を図に示したもの】



#### (4) ブルサ都市強靱化計画のトルコにおける正式な承認について

ブルサ大都市圏は、都市強靱化計画について、トルコにおいて正式な承認を得ることに関心はあるものの、これは法律で策定することが定められた計画ではないために、法律に基づき承認されることは難しいとの意見をj得ている。このため、ブルサ大都市圏議会において都市強靱化計画を説明し、その他の関連計画に反映されていくことによって、災害対策の実施可能性が担保されるよう留意する、プロジェクト目標の指標を「都市強靱化計画が策定され、『公表』される」こととしている。

#### (5) ハザード・リスク評価及び都市強靱化計画策定方法等の技術移転について

ハザード・リスク評価の実施手法や都市強靱化計画の策定手法については、手順書の形で取り纏め、ブルサ大都市圏庁によって関係機関に共有する。また、液状化対策等の耐震関連の日本の知見・技術移転・紹介のニーズに対しては、本邦研修に含めたり専門家からの情報提供を行うことに加え、アウトプットとして、都市強靱化計画の別冊として先方に手交する等の対応も検討する。

#### (6) 液状化危険度評価

「活動1-2：ブルサ大都市圏庁及び関係部局・機関の情報提供のもと、ブルサ大都市圏の既存のハザード・リスク評価の実施状況、施策の実施状況を整理する。」及び「活動1-3：ブルサ大都市圏におけるハザード・リスク評価を実施する。」に関し、ハザード・リスク評価に液状化危険度を含めるかについて確認を行う。具体的には、詳細計画策定フェーズでトルコ側が実施済みの液状化危険度評価のレビューを行い、その結果に基づいて、本体活動における追加調査の可否を判断する。追加調査が必要と判断された場合に備えて300万円を定額計上すること。

#### (7) ブルサ大都市圏における成果の他地域への展開について

他の大都市圏への展開可能性については、ブルサ大都市圏庁の所掌範囲を超えてい

るため難しい。このため、ブルサ大都市圏における成果を他の地方自治体に展開するにあたっては、「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」の枠組を活用する。

#### (8) 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術移転の一環として、C/P が日本の地方自治体の事前防災投資等の取り組みについて学ぶため、本邦研修を実施する。上述のとおり「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」においても本邦研修を実施することから、両プロジェクトの本邦研修は同じ時期に合同で開催し、相乗効果を図ることを想定している。

#### (9) 機材供与・事業用物品の調達

機材供与は想定しない（プロジェクトに必要な携行品のみ）。成果1に関連し、「活動1-3：ブルサ大都市圏におけるハザード・リスク評価を実施する。」の活動に必要な機材（傾斜計、土砂崩れや地滑りの測量器、トーションメーター等）については、ブルサ大都市圏庁が所有のものを使用する。

### 3. 地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト

#### (1) 実施体制

UMT は全国約 1,300 の地方自治体を束ねる連合組織で、当該案件の全体取りまとめ及び本邦招へい・国別研修に参画する自治体の選定等の調整を行う。また、UMT は教育セミナーや研修コース等を年間 10 万人近くの自治体職員を対象に提供していることから、本プロジェクトで本邦招へい・研修を実施した後は、これらセミナー・研修を活用し、他の自治体への展開を促進する役割を担う。

防災分野においては、自治体の選定に必要な情報提供（ハザード・リスク評価等）や、県の定める地方防災計画との連携及び整合性確保に際して、AFAD が協力機関として関わる。

廃棄物管理分野においては、「ゼロ・ウェイスト運動」及びそれ以外の主要国家政策の実態や、廃棄物管理における自治体の役割、課題等を分析するにあたり、必要に応じて MoEUCC に情報提供・協力依頼を行う。

## 第7条 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。特に、本業務は2プロジェクトを実施することから、以下に記載の内容に拘らず、重複する作業等については1つに纏める等、効率的な作業工程を提案すること<sup>3</sup>。

なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

### 1. 詳細計画策定フェーズの業務

<sup>3</sup> 2プロジェクトを実施するにあたり、重複する作業等については1つに纏める等、効率的な作業工程をプロポーザルにて提案してください。

両プロジェクトともに二段階で計画策定を行うこととしており第1段階の基本計画策定に係る業務を終えている。本契約の中での詳細計画策定に係る業務の実施にあたっては、JICA 本部及び JICA トルコ事務所との密な情報共有及び連絡調整を行うこととし、特に事業内容を方向付ける協議に際しては、先方関係機関との協議に先立ち、JICA 本部及び JICA トルコ事務所と十分な検討と確認を行うこととする。

## 【2 プロジェクト共通】

### (1) 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日から10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

### (2) ワークプランの作成・協議

各プロジェクトにかかる経緯、基本計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、プロジェクトごとにワークプラン（案）として取りまとめ、第1 回現地派遣までに JICA に説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、第1 回現地派遣時にキックオフミーティングを開催しトルコ側関係者に説明を行った後、協議を踏まえて修正したワークプランについて、トルコ側と合意する。

なお、キックオフミーティングに関しては、2つのプロジェクトで関係者が異なることから、個別開催とする。ただし、各関係者にはそれぞれの案件について説明・情報共有するとともに、各関係者からのコメント・意見を踏まえ、両プロジェクトの連携について検討する。

### (3) 詳細計画策定調査報告書の取り纏め

詳細計画策定フェーズにおける具体的な業務内容については以下を参照し、以下①～④に係る検討を含めた詳細計画策定調査報告書にまとめること。

#### ① R/D の改定

基本計画策定段階での R/D を踏まえ、トルコ国の状況を確認した上で、R/D 内容（上位目標、目標、成果、活動内容やスケジュール、実施体制等）の再確認と必要に応じた修正、各項目の達成指標や測定方法の検討、環境社会配慮に関する調査を行い、初回現地派遣後、以下に記載の詳細計画策定調査期間内を目途に R/D 改訂案及び事前評価票案を作成する。R/D 改定案については JICA も交えて先方と協議の上、最終案を確定させる。なお、R/D 改定案については、JICA 本部での確認作業の後、JICA 及び先方政府間によって署名し確認する。

- 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」  
詳細計画策定調査：2023年3月～2024年2月
- 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」  
詳細計画策定調査：2023年3月～2023年8月

#### ② 事業効果測定のためのベースライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDM の指標に係るデータを収集するための簡易なベースラインを、上記の詳細計画策定調査期間内に検討し、詳細計画策定調査結果報告書に記載する。

### ③ 過去の協力の成果の確認

トルコやブルサ大都市圏・県を対象として過去に様々な防災協力を実施しているため、かつてのプロジェクトの C/P の関与についても検討を行う。プロジェクト開始時、過去のプロジェクト結果や成果、C/P 等の活用可能なリソースの調査を行い、両プロジェクトのアプローチを検討する。

#### 【ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト】

(1) 都市強靱化計画で対象とする災害種、地域の確認及び既存のハザード・リスク評価のレビュー (成果 1 活動 1-1、1-2)

本プロジェクトの主要な対象災害種は地震であり、対象地域と評価メッシュは基本計画策定調査時の M/M に記載の通り、山間部を除いた都市部及びこれから都市開発を検討する合計約 3,000km<sup>2</sup> に対する 1/25,000 のリスク評価である。これを基本方針としつつ、ブルサ大都市圏庁及び関係部局・機関の情報提供のもと、協議を行い、当該対象災害種と地域が適切かどうか確認を行い、合意する。加えて、ブルサ大都市圏の既存のハザード・リスク評価の実施状況、施策の実施状況を整理する。ブルサ大都市圏では、既に以下 2 つのハザード評価を実施している (基本計画策定調査において各調査の概要を受領しているが、詳細な調査内容については今後取り付け予定である)。

- Preparation of ground assessment map and report (2001 年、ブルサ大都市圏庁による実施) : ブルサ大都市圏のうち 3 区 (Osmangazi、Nulfer、Yildirim) を対象としたハザード評価。300 か所のボーリング調査を行っている。国家水利総局 (DSI) の調査をもとにした洪水エリアマップも含まれる。液状化危険度、地滑り、落石リスクも含まれている。
- Bursa Province Ground Classification and Seismic hazard assessment project (2013 年、ブルサ大都市圏庁と TUBITAK 共同調査) : ブルサ大都市圏全域を対象としたハザード評価。700 箇所での微動観測を行っている。断層の特定、断層により引き起こされる最大震度の設定、平均 S 波速度のマッピング、地盤マップの作成、地震ハザードマップの作成、の手順で行われたもの。

ブルサ大都市圏庁は、これらの情報をベースに社会条件を重ねてリスク評価を行うことを想定している。社会条件としては、公共建物インベントリー (調査進捗を確認中)、建物インベントリー (受領済)、交通橋梁マップ、電力マップはブルサ大都市圏庁から提供される予定。以上の既存データの分析を踏まえて、「活動 1-3 : ブルサ大都市圏におけるハザード・リスク評価を実施する。」で必要となる追加調査項目を洗い出す。追加調査の内容として、ブルサからは液状化危険度評価の要望が挙げられている。ブルサ大都市圏庁自身でも Inegol、Yildirim、Osmangazi、Nulfer の 4 区では調査を実施しているが、他エリアはボーリング調査が充分実施できておらず、より詳細な調査を必要としている。トルコ側は特にブルサ大都市圏の西部 (工業地帯) の液状化危険度が高いと考えている。本プロジェクトでは、詳細計画策定フェーズで既存の液状化危険度評価をレビューし、本体活動において、必要に応じた追加調査を実施する。追加調査にあたっては、必要に応じて現地再委託を認める。

(2) ブルサ大都市圏庁の既存の都市計画や関連計画等の整理

成果2で策定する都市強靱化計画の基本方針及び計画内容を検討するにあたって、ブルサ大都市圏著の既存の都市計画、関連計画等との整合を取ることや、これらの既存の計画への適応が肝要となる。従って、ブルサ大都市圏の既存の都市計画や関係部局の計画、ブルサ県 AFAD の地方防災計画等の内容をレビューする。なお、同レビューを行うにあたり、必要に応じて現地再委託を可とする。

### 【地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト】

当該プロジェクトは、本邦研修・招へいを主体としたものであり、基本計画策定調査で先方に確認した点については下記のとおり。

- 回数・人数：招へい・研修それぞれ年 1 回ずつの開催（プロジェクト期間中、招へい計 3 回・研修計 3 回）。招へい 1 回あたり 10～20 名、研修 1 回あたり 10～20 名を想定。
- 対象：招へいは選定自治体の市長（Mayor）または次官（Secretary General）クラス、研修は各自治体の地震及び環境管理部の部長（Head of Department）クラスを対象とする想定。
- 分野：防災を中心としつつ、一部廃棄物管理分野を含む。具体的には、市長・次官に対する招へいは防災・廃棄物管理両分野を含むプログラムとするが、内容を防災分野中心とする。研修は、合計 3 回のうち、1 回目・3 回目は防災のみのプログラム、2 回目は廃棄物管理のみに絞って実施する想定。

詳細計画策定フェーズでは、基本計画策定調査で確認した上記の内容を踏まえて、活動 1-1、活動 2-1 に関する下記の業務を行う。

#### （1）地方自治体の情報収集及び防災・廃棄物管理に関する課題分析

- ① トルコの地方自治体（「市」ライン）の基本的な組織体制・所掌業務・予算・中央政府との連携状況等の実態を把握する。
- ② 防災分野：ハザードは地震を想定するが、洪水についても情報収集・課題分析を行い、必要に応じて対象に含めることを検討する。その他、候補自治体の県防災計画や、地方自治体の都市計画・防災計画の有無及びその内容を確認するとともに、各都市の災害リスク評価結果等の情報を確認する。  
廃棄物管理分野：トルコにおける廃棄物管理の実施体制や地方自治体レベルでの廃棄物管理、資源循環等に関する現況および関連する施策・計画の詳細を確認し、これら施策・計画における地方自治体の役割・計画の有無・活動状況等を確認する。また、廃棄物の削減や再利用率向上を目的としてトルコ政府が掲げている「ゼロ・ウェイスト運動」に関し、トルコ側の研修期待が高いことから、同運動の実践状況、課題分析と参考になり得る日本のリソースについて検討する。
- ③ UMT の組織体制・所掌業務・予算等の基本的な情報は基本計画策定調査で確認しているが、UMT のトルコ国内における位置づけ・役割、各地方自治体との調整・連携体制、中央省庁や研究機関・有識者等とのネットワーク等についても詳細を確認し、本プロジェクトの活動実施体制や、プロジェクト終了後の上位目標達成可能性及び成果の持続性の検討を行う。

（2）参加都市の選定クライテリアの設定：本プロジェクトで実施する本邦研修・招へいの参加対象都市を選定するため、クライテリアを設定する。現時点では下記のク

ライテリアを想定しているが、詳細はトルコ側とも協議を行い、詳細計画策定フェーズで決定する。

- ① 基本計画策定調査において、トルコの各「市」には都市計画があり、個別のセクター計画は同都市計画の Annex として、市の判断によって策定されるとの情報を得ている。このため、本邦招へい・研修での成果を反映しうる計画（防災計画／廃棄物管理計画を含む都市計画等）の有無または策定予定を確認し、これら計画を有するまたは策定予定のある都市を対象とする。
- ② 防災分野はハザードレベルが高い地域や資本集積が進んでいる等の災害に対して脆弱な地域（＝災害リスクの高い地域）を想定。
- ③ 廃棄物管理分野については国家政策・方針に沿った廃棄物管理計画があり、本プロジェクトで特定される課題解決へ取り組む意欲の高い自治体を想定している。

（３）本邦招へい・研修参加都市の検討：選定クライテリアに基づき、本邦招へい及び研修に参加する都市を決定する。参加都市については、科学技術協力プロジェクト（SATREPS）「災害に強い社会を発展させるためのトルコにおける研究と教育の複合体の確立—マルテスト」で対象とする都市を含めることも検討し、各プロジェクト間の相乗効果を検討する。

（４）本邦招へい・研修プログラムの枠組の検討：上記課題分析結果及び研修参加都市の検討結果を踏まえ、本邦招へい・研修のプログラム案を検討する。

（５）R/D 改訂：ここまでの情報収集・分析結果を踏まえて、本格活動実施フェーズに向けて既存 R/D 内容（上位目標、プロジェクト目標、成果、活動内容やスケジュール、実施体制等）の再確認と必要に応じた修正、各項目の達成指標や測定方法の検討を行う。特に、本プロジェクトは招へい・研修主体であり投入が限られていることから、上位目標、プロジェクト目標及び指標の妥当性・達成可能性を精査し、適切な成果、活動内容、及び指標の設定を行う必要がある<sup>4</sup>。また、本プロジェクトはトルコ側の意向を踏まえて廃棄物管理分野が含まれるものの、防災分野中心の案件であることに十分留意し、各分野において適切な活動・成果・指標を設定する。特に廃棄物管理分野は、その投入が非常に限られることから、関係者間で十分協議の上で詳細計画策定フェーズにおいて適切な成果・活動・指標を設定する。

## 2. 本格活動実施フェーズの業務

### 【2 プロジェクト共通】

#### （１）JCC 開催支援と進捗説明

C/P が JCC を円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントは C/P が行う R/D に定められた JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認及び支援を行うこと。第 1 回 JCC については、プロジェクト開始 6 か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかな JCC の開催時期について確認を行い、以後 JCC にて次回分の実施時期を合意する。JCC においては、Monitoring Sheet を活用し、C/P と

---

<sup>4</sup> 成果・活動・指標の設定に関して、効率的に目標を達成するための工夫について、プロポーザルにて提案してください。

手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明し、合意を得る。

## (2) 本邦招へい・研修の実施

技術移転の一環として、C/P が日本の地方自治体の事前防災投資等の取り組みについて学ぶため、本邦招へい及び研修を実施する。これら研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月）に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち「受入業務」「監理業務」は JICA が行い、受注者は原則「実施業務」を行うこととする。主な業務は以下のとおり。

- ① 来日候補者の人選
- ② 研修日程・カリキュラムの策定
- ③ 研修受け入れ先選定、内諾取付け
- ④ 研修受講候補者が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び渡航支援
- ⑤ 研修受け入れ先との日程及び研修内容の調整、事前説明
- ⑥ 研修の実施（経費精算を含む）
- ⑦ 実施報告書の作成、研修成果の業務への活用促進

研修実施にあたっては、本邦研修詳細計画書案を作成し、打合簿にて確認すること。なお、詳細計画策定調査を基に研修内容が変更となる可能性もあることから、業務実施中に JICA 本部及び C/P 機関と協議のうえ、先方ニーズに応じた当初案からの研修内容の変更は可とする。

## (3) 業務進捗報告書及び事業完了報告書の提出

業務進捗報告書については第 1 期契約終了の約 3 か月前に、活動内容、プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓、今後の活動計画等を含む報告書案を作成する。事業完了報告書については各プロジェクトの終了約 3 か月前に目標・成果・活動の達成状況、C/P の能力改善状況及び将来に向けての課題を含む報告書案を作成する。

各報告書の提出の際には、先ずドラフトを JICA 本部へ提出し、内容の承諾を得たうえで、C/P へ説明及び内容に関する協議を実施する。この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、最終版を JICA 本部へ提出する。

## 【ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト】

### (1) 成果 1 に関する活動

- ① ブルサ大都市圏におけるハザード・リスク評価を実施する。（活動 1-3）  
活動 1-1、1-2 の結果に基づき、不足する情報にかかる追加調査を実施し、ハザード・リスク評価を行う。追加調査については現地再委託を認める。なお、ハザード・リスク評価の手法にかかるトルコの規程はないが、既存のハザード評価（Bursa Province Ground Classification and Seismic hazard assessment project（2013 年））をベースに評価を実施すること。また、耐震診断等の条例も参考とすること。
- ② ハザード・リスク評価の実施手法をマニュアルに整備し、研究機関への技術移転を行う。（活動 1-4）

- ③ ハザード・リスク評価結果について、ブルサ大都市圏議会で説明する資料を作成する。（活動１－５）

ハザード・リスク評価結果について、ブルサ大都市圏議会において、成果２において策定される都市強靱化計画とその対策の実施の必要性の根拠として、説明する資料を作成する。

## （２）成果２に関する活動

- ① 関係部局・機関との協働のもと、ブルサ大都市圏の都市計画への適応性を踏まえて、都市強靱化計画の基本方針及び計画内容を検討する。（活動２－１）

ブルサ大都市圏の都市計画への適応性を考慮し、都市強靱化計画の基本方針とその計画内容を検討する。都市強靱化計画の基本方針と計画内容の検討にあたっては、その内容として、第６条２．（３）を参考として、事前防災投資に資するものを主とする。日本の地方自治体の事例（神戸市強靱化計画等）を実施機関に対して紹介し、基本方針を策定する。含めるべき計画については、関係部局・機関との協働のもと検討する。

- ② 成果１の活動の過程で得られたハザード・リスク評価の結果をもとに、同大都市圏における災害対策案について、予算とその実施方針を含めて計画する。（活動２－２）

成果１の活動の過程で得られたハザード・リスク評価の結果をもとに、活動２－１で整理した都市強靱化計画の計画内容に沿って、同大都市圏において実施すべき具体的な災害対策案について、予算とその実施方針を含めて策定する。

- ③ 関係部局・機関との協働のもと、活動２－２の災害対策案について、重要インフラに重点を置いて優先順位付けを実施する。（活動２－３）

活動２－２で策定した災害対策案について、その予算の獲得方法と実施方針を含めて整理する。優先順位の検討にあたっては、第６条２．（３）で示した JICA 防災グループの考える重要構造物・インフラ耐震化事業の優先順位を考慮して検討する。

- ④ ブルサ大都市圏の都市計画への適応性を踏まえ、活動２－２、２－３で検討した災害対策案を含めたブルサ大都市圏の都市強靱化計画及びその更新に必要な活動が記された手順書を策定する。（活動２－４）

- ⑤ 関係部局・機関に対して、都市強靱化計画に記載された事前防災投資事業の実施の妥当性を説明する資料を作成する。（活動２－５）

活動１－５では、ブルサ大都市圏議会でハザード・リスク評価結果について説明するが、活動２－５では、成果２で策定される都市強靱化計画とその対策の実施の必要性を、関係部局・機関に対して説明するための資料を作成する。

- ⑥ 都市強靱化計画の災害対策実施の予算措置のために、活動２－５で作成した資料を用いて、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関を対象としたセミナーを実施する。（活動２－６）

- ⑦ 必要に応じた都市強靱化計画の見直しを促すため、都市強靱化計画の進捗状況の

モニタリング・評価体制を整備する。（活動２－７）

（３）成果３に関する活動

- ① 活動２－４で策定した都市強靱化計画を踏まえて、都市計画に適應されるべき項目を整理する。（活動３－１）
- ② 活動２－４で策定した都市強靱化計画を踏まえて、AFAD の地方防災計画に反映すべき項目を整理する。（活動３－２）
- ③ 活動２－４で策定した都市強靱化計画を踏まえて、その他の関係部局・機関の計画に反映すべき項目を整理する。（活動３－３）
- ④ 活動３－１、３－２、３－３で整理された項目について、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関に対するセミナーを実施する。（活動３－４）

（４）本邦研修の検討・実施：本プロジェクトでは、合計２回の本邦研修の実施を想定している。研修は１回当たり 9-10 名、7-14 日間程度として研修内容を検討する。研修内容に関しては、第 6 条 2.（３）で示した JICA 防災グループの考える重要構造物・インフラ耐震化事業等を学べる講義・視察先を想定しつつ、現地のニーズに合わせた講義内容とする。

**【地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト】**

（１）本邦招へい・研修プログラムの実施（活動１－２、２－２）

「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2022 年 4 月）」に基づき、招へい・研修プログラムを実施する。第 1 回の本邦招へい・研修は、2023 年 6 月に予定されている大統領選挙後、状況が落ち着いたタイミングで実施する。現時点では、第 1 回本邦研修（防災のみ）は 2023 年 11 月頃の実施、第 1 回本邦招へい（防災・廃棄物管理）は本邦研修より前の実施を想定する。本邦招へいは 1 回あたり 5-7 日間、本邦研修は 1 回あたり 7-14 日間程度として検討する。

研修の実施にあたっては、事前活動の検討や研修員帰国後のフォロー・モニタリングを行う。帰国後のフォロー・モニタリング活動の結果を踏まえて、翌年次の本邦招へい・研修にフィードバックし、適宜招へい・研修プログラムの更新を行う。

（２）本邦招へい・研修実施後のモニタリング（活動１－３、２－３）

本邦招へい・研修実施後には研修員のフォローアップを行うとともに、日本での学びを各自治体の防災計画・廃棄物管理計画に反映させる上で必要な助言を行う。

（３）本邦招へい・研修の参加都市以外の都市に対する展開（活動１－４、２－４）

本プロジェクトでは、UMT がコーディネーターとして地方自治体や関係省庁等との調整を行うとともに、UMT が行っている自治体職員向けセミナー・研修の枠組みを活用してプロジェクトの成果の他都市への展開を図る。このため、UMT が自治体の意見を集約・調整しながらリーダーシップを発揮し、自治体職員向けセミナーを実施するよう助言を行う。また、本プロジェクトで行う本邦招へい・研修成果のモニタリング及び成果の活用促進を、UMT 主体で実施するような体制構築を検討する。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第一期は業務進捗報告書、第二期は「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」の事業完了報告書とする。最終成果品の各期の提出期限は以下に記載のとおり。

ワークプラン、Monitoring Sheet、詳細計画策定調査報告書及び事業完了報告書は、プロジェクト毎に作成することとする。業務計画書、及び業務進捗報告書は、業務の効率性の観点から1つに纏めることとする。

### 【2案件纏めての提出物】

	レポート名	提出時期	部数
第一期	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文3部及び電子データ
	業務進捗報告書(※成果品)	2025年2月上旬	和文5部、英文5部、 CD-ROM3部

### 【ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト】

	レポート名	提出時期	部数
第一期	ワークプラン	業務開始から約3ヵ月後	和文・英文3部及び: 電子データ
	Monitoring Sheet	プロジェクト開始後から本体業務終了まで6ヵ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文3部
	詳細計画策定調査報告書	プロジェクト開始後から12ヵ月以内)	和文・英文5部ずつ、 CD-ROM1部
第二期	Monitoring Sheet	プロジェクト開始後から本体業務終了まで6ヵ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文3部
	事業完了報告書(※成果品)	2026年8月末	和文・英文5部ずつ、 トルコ語10部 CD-ROM3部

### 【地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト】

	レポート名	提出時期	部数
第一期	ワークプラン	業務開始から約3ヵ月後	和文・英文3部及び: 電子データ
	Monitoring Sheet	プロジェクト開始後から本体業務終了まで6ヵ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文3部
	詳細計画策定調査報告書	プロジェクト開始後か6ヵ月以内)	和文・英文5部ずつ、 CD-ROM1部
第二期	Monitoring Sheet	プロジェクト開始後から本体業務終了まで6ヵ月ごと	各 Monitoring Sheet につき英文3部

	事業完了報告書	プロジェクト終了時（2026年2月末）	和文5部 英文5部 トルコ語3部 CD-ROM3部
--	---------	---------------------	------------------------------------

両プロジェクトの事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) 業務進捗報告書／事業完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（中間レビュー・終了時評価結果の概要等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ①PDM（最新版、変遷経緯）
- ②業務フローチャート
- ③詳細活動計画(WBS等を活用)
- ④専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤研修員受入れ実績
- ⑥携行機材実績（引渡しリスト含む）
- ⑦合同調整委員会議事録等
- ⑧その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみ記載

(2) 技術協力成果品等

「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」について、コンサルタントが直接作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、プロジェクトの詳細計画策定調査報告書／事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ① 大都市圏におけるハザード・リスク評価手法のマニュアル
- ② 都市強靱化計画策定・更新に関する手順書
- ③ ブルサ大都市圏における都市強靱化計画
- ④ 耐震化や液状化対策等の防災対策にかかる日本の知見を取り纏めた別冊紙

### (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真（あれば）
- ウ 業務フローチャート

### (4) その他提出物

#### ① 防災情報（防災台帳）

JICA が定める様式によりトルコの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。

#### ② プロジェクト説明資料

プロジェクトの内容を説明するプレゼンテーション資料（パワーポイント 1 枚及び 4 枚程度のものの 2 種類）を作成し、提出する。トルコ国の防災全般及び同国災害種に関する、災害及び対策・制度整備の歴史を取りまとめ、また、プロジェクト実施中において外部に伝えるべき成果・成功事例が出た場合は、それを紹介する資料（パワーポイント 1～2 枚程度）を作成し、提出する。プロジェクト終了時には、プロジェクトの成果をまとめた説明資料（パワーポイント 4 枚程度）を作成し、提出する。言語は、日本語、英語、トルコ語とする。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	効果的な広報計画	第6条. 実施方針及び留意事項 1. 2 案件共通事項 (8) 広報計画
2	COVID-19の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について	第6条. 実施方針及び留意事項 (1 3)
3	2プロジェクトで重複する作業を踏まえた効率的な作業工程	第7条. 業務の内容
4	本邦招へい・研修主体の投入で、目標達成を効率的に実施するための工夫	第7条. 業務の内容 1. 詳細計画策定フェーズの業務 【地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト】 (5) R/D 改訂

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：防災計画にかかる各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

別紙2「プロポーザル評価配点表」の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
  - 業務主任者／都市防災計画
  - 被害想定
- ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数
  - 業務主任者／都市防災計画：約 8.5 人月
  - 被害想定：約 8.5 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／都市防災計画）】

- ① 類似業務経験の分野：防災計画にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：中東地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：被害想定】

- ① 類似業務経験の分野：災害被害想定にかかる各種業務
- ② 対象国及び類似地域：中東地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

以下の2つの期間に分けて業務を実施する。

- 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」
  - 1) 詳細計画策定調査：2023年3月～2024年2月
  - 2) 本体業務：2024年3月～2026年8月
- 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」
  - 1) 詳細計画策定調査：2023年3月～2023年8月
  - 2) 本体業務：2023年9月～2026年2月

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体：79.5人月

- 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」69.5人月（現地：52.5人月、国内：17.0人月）
- 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」約10人月（現地：5.5人月、国内4.5人月）

※以下本邦研修（または本邦招へい）に関する受入期間中の業務人月2.55を含む。

#### 【1期】

- ・本邦研修・招へい契約（1年目）0.85人月：  
（内訳）
  - 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」研修1回目（0.3人月）
  - 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」研修1回目（0.3人月）※防災分野の研修
  - 招へい1回目（0.25人月）
- ・本邦研修・招へい契約（2年目）0.85人月：  
（内訳）
  - 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」研修2回目（0.6人月）※廃棄物管理分野の研修
  - 招へい2回目（0.25人月）

#### 【2期】

・本邦研修・招へい契約（3年目）0.85人月：

（内訳）

- 「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」  
研修3回目（0.3人月）
- 「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」  
研修3回目（0.3人月）※防災分野の研修
- 招へい3回目（0.25人月）

## 2) 業務従事者の構成案

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。なお、以下に記載のうち、①「総括／都市防災計画」「⑨防災行政」「⑪研修計画」が両プロジェクトの業務を兼務し、「⑩廃棄物管理」は「地方自治体の廃棄物・汚染管理及び災害リスク管理能力向上プロジェクト」のみに従事、それ以外が「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」のみに従事する。

- ① 業務主任者／都市防災計画（2号）
- ② 被害想定（3号）
- ③ 地質・地盤
- ④ 地震工学
- ⑤ GIS・データベース
- ⑥ 耐震工学
- ⑦ インフラ（道路・橋梁）
- ⑧ インフラ（ライフライン）
- ⑨ 防災行政
- ⑩ 廃棄物管理
- ⑪ 研修計画

## 3) 渡航回数を目途 全59回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 既存の都市計画や関連計画等の整理に関する調査
- ハザード・リスク評価にかかる調査
- 液状化危険度調査（必要と判断する場合）

## (4) 配付資料／公開資料等

### 1) 配付資料

- 署名済み基本計画策定調査M/M（R/D案を含む）
- 基本計画策定結果
- ブルサ大都市圏庁より受領した資料（実施済ハザード評価関係の概要資料、建物インベントリー）

#### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語⇄トルコ語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

#### (6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAトルコ事務所、在トルコ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAトルコ事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

### 3. プレゼンテーションの実施

本件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) その他（以下に記載の経費）

本邦研修／招へいに係る経費（受入期間中の業務人月2.55人月分の報酬及び

直接経費を含めてください。)

7) 人員配置にあたっては、一人当たりの現地滞在期間が180日中90日以下になるように留意すること(この日数を超えるとトルコ社会保障局への社会保障費の納付が必要になる。ただし、トルコ現地に恒久的施設を有している企業等しか社会保障費を納付できないため、該当しない企業等は上記以上の滞在は不可)。現地に恒久的施設を有している企業等が、やむを得ず90日間を超える要員計画を提案する場合は、JICAの業務に関連して発生する社会保障費のみ機構が公費負担することを認めるが、コンサルタントが自社で社会保障費を納付すること。その際、納付額のうち本業務に関連して発生する社会保障費のみを契約金額の見積もりに計上すること。なお計上する費目は直接経費の「旅費(その他)」とし、別見積もりとする。見積もりの作成にあたってはトルコ法規程を確認し対応することとするが、参考金額としてJICAから情報提供することは可能である。

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 現地セミナー開催費(参加者の出張旅費(交通費、日当・宿泊費)、会場借上費、資料作成費) : 200 千円
- 2) 液状化危険度評価にかかる追加調査費用(再委託費として計上ください) : 3,000 千円
- 3) 資料等翻訳料 : 1,400 千円

(4) 現地セミナー開催費について

本契約によって実施するワークショップに係る必要な経費は上記(3)のとおり、一般業務費に含めることとし、定額計上してください。ワークショップとは、「ブルサ大都市圏における地震リスク軽減・防災計画プロジェクト」の「活動2-6:都市強靱化計画の災害対策実施の予算措置のために、活動2-5で作成した資料を用いて、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関を対象としたセミナーを実施する。」「活動3-4:活動3-1、3-2、3-3で整理された項目について、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関に対するセミナーを実施する。」を指します。

活動	件数(想定)	金額/件(円)	備考
活動2-6:都市強靱化計画の災害対策実施の予算措置のために、活動2-5で作成した資料を用いて、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関を対象としたセミナーを実施する。	1回	100,000	会場代、資料代等
活動3-4:活動3-1、3-2、3-3で整理された項目について、ブルサ大都市圏庁による関係部局・機関に対するセミナーを実施する。	1回	100,000	会場代、資料代等

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒イスタンブール⇒アンカラ（トルコ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙2：プロポーザル評価配点表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(50)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／都市防災計画</u>	<b>(34)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○</u>	<b>(—)</b>	<b>(13)</b>
ア) 類似業務の経験	—	5
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	3
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	<b>(—)</b>	<b>(8)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：被害想定</b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	